

会 議 録

会 議 名	小金井市玉川上水・小金井桜整備活用推進委員会 (平成28年度第2回)		
事 務 局	生涯学習課 文化財係		
開 催 日 時	平成28年11月30日(水) 午前10時から11時半		
開 催 場 所	第二庁舎8階801会議室		
出 席 委 員	亀山 章委員長 小野良平委員 椎名豊勝委員 伊東 孝委員		
欠 席 委 員			
出 席 職 員	大関環境政策課長 道路管理課吉永工事係長 <事務局> 石原生涯学習課長 山崎文化財係長 高木主事(学芸員)		
傍 聴 の 可 否	可	傍 聴 者 数	無
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由			
	<p>1 開 会</p> <p>2 議 題</p> <p>(1) 市域内の玉川上水歩道・緑地帯等の位置づけ</p> <p>(2) 今後の名勝小金井(サクラ)の整備計画について</p> <p>3 次回の開催日について</p> <p>(1) 日 時 平成29年4月7日(金) 午前10時～</p> <p>(2) 会 場 小金井市役所第2庁舎8階801会議室</p> <p><b>※後日下記に変更</b></p> <p style="padding-left: 40px;">日 時 平成29年4月14日(金) 午前9時～</p> <p>4 配付資料</p> <p>(1) 委員名簿・今後開催予定</p> <p>(2) 玉川上水緑道概略図</p> <p>(3) 名勝小金井サクラ補植計画(案)</p> <p>(4) 玉川上水沿線図(小金井市) 区間内に補植本数記入済</p>		

## 会 議 結 果

### 1 開 会

石原生涯学習課長 電車の遅延により小野先生が遅れて見えるそうですので、配布資料の確認等できることから始めさせていただきます。

高木主事 (学芸員) 本日の次第と一緒に本日お手元にお配りした資料を説明いたします。資料1については、委員名簿と今後の開催予定日程(案)を記載したものととなります。資料2玉川上水緑道概略図カラー刷りのものです。資料3名勝小金井桜補植計画(案)についての資料です。それ以外には、文化財センター企画展のチラシ、東京の文化財No.121、東京文化財ウィークのパンフレットを2種類配付させていただいています。ご確認ください。

亀山委員 第3回の会議は中止になったのですか。

石原生涯学習課長 例年と異なり、議会の日程が決まらないことから、予定を入れていただきましたのに申し訳ございませんが、重複する可能性があることから、第3回の会議については、中止とさせていただきますので、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

亀山委員 4月の初めには開催する予定なのですね。

石原生涯学習課長 はい。

山崎文化財係長 前回の会議録については、事前にお送りいたしまして、ご指摘をいただいた箇所については、訂正させていただいて、未定稿会議録としてお送りしてあります。まだご覧になってない場合は、来週の月曜日までにご指摘いただければ、反映させていただきます。ご連絡が無ければご了解済みとして、11月16日からホームページに掲載させていただき、情報公開コーナー等にも配置して公開となりますので、ご了解願います。

伊東委員 前回の会議録は私のところには、メールで送られたのですか。

山崎文化財係長 伊東委員は、今回からのご参加になりますので、前回の会議の様子を参考にご覧いただくために、未定稿会議録をご住所宛に開催通知と一緒に郵送させていただきました。

伊東委員 分かりました。確認してみます。了解しました。

亀山委員長 それでは、始めましょう。

### 2 議 題

#### (1) 市域内の玉川歩道・緑道地帯等の位置づけ

石原生涯学習課長 それでは、カラー刷りの資料が、議題(1)市域内の玉川上水歩道・緑地帯等の位置づけについての資料です。補足の説明をいただけますか。

吉永工事係長 前回に引き続き、大変失礼ではございますが、道路管理課長が別用でスケジュールが合わず、欠席のため、代理で出席しております道路管理課工事係長の吉永から説明をさせていただきます。

道路管理課から、【資料2】について説明させていただきます。【資料2】については、前回9月の委員会の中で、「玉川上水緑道」の現在の位置づけについてご質問がありましたので、再度、再整理ということで作成

をしました、小金井市及び周辺市の玉川上水緑道の「管理主体概念図」ということで資料を作成させていただきました。

玉川上水緑道については、ここに示していない玉川上水が通っている区市町内においても、基本的には、「都市公園法に基づく都立公園」となっております。

このことから、図内の小金井市より西側の「小平市」と、東側の「武蔵野市」の玉川上水緑道は、都市計画法に基づく、黒色で線を引いている、「都市計画道路線」と、玉川上水緑道が重複していないところを除き、ピンク色で線を引いている「都立公園」となっていますので、東京都の「西部公園事務所等」が管理しているものでございます。

なお、「都市計画道路線」と「玉川上水緑道」が重複しているところについては、都市計画道路整備の事業化が遅れていることもあり、「小平市」では、「緑道」として、「武蔵野市」では、市道に接する「歩道及び道路」として、両市でそのように位置づけたうえで管理しているところでございます。

また、小金井市内でいくと、すべての玉川上水緑道が、「都市計画道路線」とすべて重複しているかたちになっておりますので、五日市街道に接している北側の緑道については、都が「道路」として位置づけたうえで、東京都の「北多摩南部建設事務所」が管理しております。小金井市においては、玉川上水の南側に市道第9号線（上水桜通り）が東西に走っておりますが、車道の幅員が足りず、歩道が設置できなかったことや、玉川上水と本路線などを通学する小中学生のために、PTAから要望もあったこともあり、昭和53～54年にかけて、玉川上水緑道を「歩道設置の目的」および、平右衛門橋周辺（旧横断歩道橋周辺）を「通学路」を目的として、東京都水道局の許可を得たうえで、「歩道」として位置づけており、許可当時は、都補助により、ガードレールやネットフェンスの整備などを施工しており、その後、平成2～3年度に都補助により、現行の形に整備を行い、それぞれ歩道形態に整備の上、歩行区間の確保のため、「除草、清掃や樹木の剪定など」の管理をしながら、現在に到っていることになっております。

今後、緑道の整備ということになれば、過去の経緯からいくと、玉川上水緑道が、道路法（第18条第1項）の道路区域に入っておりませんので、緑道の整備自体を遮るものではございませんが、過去の整備目的の整理や、都市公園法や市条例等による法令の整理なども今後必要となるとの認識を道路管理者である道路管理課は持っているところでございます。以上が説明となります。

石原生涯学習課長

続いて、事務局の方から、維持管理に関する補足説明をさせていただきます。

高木主事（学芸員）

現在、玉川上水の所有者は東京都水道局となります。現在、所有と管理の関係性が複雑に絡み合っておりますので、少し整理させていただきます。

玉川上水の北側と南側にそれぞれフェンスがございますが、そのフェ

ンスの内側は東京都水道局が維持管理を行っております。また、北側の五日市街道沿いにつきましては、今吉永の方から説明したように北多摩南部建設事務所が管理をしております。さらに北側のフェンスの外側の歩道につきましても、北多摩南部建設事務所が維持管理を行っております。更に、五日市街道と歩道間の緑地帯については、環境政策課が維持管理を行っております。

跨ぎまして、南側、右岸については、小金井市道路管理課によって歩道の維持管理が行われています。このような形で、現在、玉川上水の維持管理は行われています。

亀山委員  
吉永工事係長

北側は、都道の歩道なのですね。南側は、市道の歩道なのですね。法の歩道ではないのですが、そういった目的で許可をとって、管理させていただいているということです。

椎名委員  
吉永工事係長

道路法の位置づけはないのですか。

法の位置づけはないです。

椎名委員  
吉永工事係長

都の方は道路法の位置づけはあるのですか。

おそらく土地を水道局が持っているので、そういった形で法の網はかけられないのではないかと思います。

椎名委員  
吉永工事係長

小金井市分を見ると、全部が道路区域の中、都市計画決定の。

そうですね。そういう意味では、都市計画法の網がかかっています。

椎名委員  
石原生涯学習課長

供用開始自体はどうなのですか。

計画決定だけですので、まだ事業認可もされてございません。

椎名委員

計画決定だけなのですか。これは何、この幅が全部道路なの。水路も道路にかかっているの。水道局の用地の境まで道路の線が入っているということなのですか。

吉永工事係長

北側の方は都道で、南側は市道ですが、今後、玉川上水自体を含めて都市計画道路という位置づけになっています。

椎名委員  
吉永工事係長

水道局の用地の境までが道路の本線が入っているということですか。

そうです。南側市道は際まで。

椎名委員  
吉永工事係長

道路なんですね。

道路です。南側は。

椎名委員

そこが問題ですね。きっとヤマザクラをやる場合には、ここが、一番の問題ですね。道路管理者にヤマザクラは無理でしょうね。今の体制ではね。と私は思いますね。でもこれは、小金井市だけでなく、小平市も同じ条件ですよ。

吉永工事係長

そうですね。

椎名委員

根本的な問題ですね。歩行者専用道路にもなっていないのですよね。すよね。そもそも供用開始もしていないのですから。歩行者専用道路にもなっていないのですね。

石原生涯学習課長

小金井市だけでなく、小平市でもそうですね。根本的な問題ですね。

小平市部分にある緑道の看板を見ますと、あくまで暫定的にマットを敷いて利用に供してますという説明の裏には、都市計画線が入っているの、これが事業認可されてしまったら、全く撤去されてしまいますと

いう意図が読めます。

椎名委員 ということは、小平市の条例だけで、認可されているということですよ。水道局は、水道局の敷地の中で頑張る。都市計画決定した管理者も文化財保護法上の責任を負うのだよね。水道局だけじゃないはずですよ。その人達を引っ張り出す必要があるよね。水道局も責任あるけど、都市計画決定の管理者に責任があるのですよね。都市計画決定した時の土地の所有者は小金井市ですよ。水路敷だから。

石原生涯学習課長 おそらく、都市計画決定というのは、昭和30年代当時だったと思うのですが、その当時は、市で都市計画決定はできず、東京都が全域で都市計画決定をしていた時代で、地方分権一括法による、水路は自治体のものといった概念がない頃だったので、無番地の国有地なんだろうという推測がされていたところですよ。その後、水道局さん、東京都さんと国との間の話で、地方分権一括法がでたときに、水路なら自治体だけど、水路でも川でもないの、これは国のものか都のものかという争いもあった中で、東京都のものだという裁定が下ったと聞いております。

椎名委員 水路敷だから、本当は地方分権で、基礎的自治体である小金井市のものになるのではないですか。

石原生涯学習課長 地方分権一括法の該当物件でしたら、小金井市のものになるはずだったのですが、実態水道局さんが管理されていて、これは、用水路の位置づけでも、川の位置づけでもないものですから。

椎名委員 水道局は、地方公営企業だから、水道局の敷地以外にお金は出せないのですよね。水道料金で運営しているのですから。だとすれば、その土地に水道局にやらせる根拠は何もないですよ。他の公有地にお金を出すことはできないと思いますが。本来一般の税金でやるべきこと、それが東京都なのか、市なのかは別問題とは思いますが。これが基本的な問題として、このへんが権原（けんばら：所有権、使用权等）の問題としてありますね。

石原生涯学習課長 小野先生がいらっしゃいました。今は、議題の1の玉川上水歩道、緑地帯等の位置づけについて、資料2に基づいて管理区分を明示した資料の説明をさせていただいて、それに対するご意見などをいただいているところでございます。

亀山委員長 今日議題の1は何なのですか。

石原生涯学習課長 前回の宿題とっておりましたので、議題にしました。

亀山委員長 前回、質問が出たから、説明をしてくださっている、そういうことなのですね。

例えば、小平市は緑道にしているから、今回小金井市もこれは緑道にしますという提案というわけではない。

石原生涯学習課長 計画上、ここは緑道として整備していくという計画になっているのですが、緑道の計画を作っていく上で、どのような懸案事項があるか、そこを整理していくことによって、実際に着工できるための実現の方策はどうかというところにつなげていきたいと考えています。そのために、今年度はまず現状分析、課題の抽出ができればと考えているところで

す。

椎名委員 私が思うには、これは、小金井市だけの問題でなく、小平市、武蔵野市、西東京市にもある問題です。今、課題の抽出とおっしゃいましたが、小金井市で考えるのも必要なのですが、もう一つのエンジンとして、市長会か何かを動かして、やった方が良いのではないかと私は思いますね。まさにそこを洗い出して、市長会として東京都に対して、先ほどの地方分権一括法の問題とか、もう整理はついているのかもしれませんが、小金井（サクラ）を考えたときに、そこが問題かどうか詳しく調べる、そして、各市の合意にもっていくストーリーというかプロセスといったものを考えた方がよろしいのではないかと思います。

もちろん小金井市が一生懸命やっているのですから、イニシアティブとってやっていくのはいいのですが、もう一つのエンジンとしての市長会とかの力を利用してはどうかと思います。

小金井市だけが勝手にやっているというのは可哀想だし、他の市もきちんと、各市の認識が違うというのもう一つの問題だと思うのですが、そういったものも統一したものにしていかないといけないと思います。

水道局は水道局の敷地内の名勝としての文化財の保護の管理責任、それ以外に桜があるとすれば、本質的に言えば水道局とは関係ない世界ですよ。そこらへんの問題もありますよね。そのへんを解決しないと、なかなか動かないのではないかと懸念がありますね。

石原生涯学習課長 連携についてのお話が出ましたので、連携の現状について、説明させていただきます。

玉川上水全体の連携として、東京都の環境局さんが事務局となって、東京都の関係部局もあわせて、沿線の市町村、沿線の玉川上水にかかわる市民団体も加えて「連絡協議会」というものを年1回開催している一番大きな組織があります。

もう一つは、小平市さんが中心になって、玉川上水沿線の中流域の自治体の各市長を集めてイベントを行ったことを契機に、立川市から武蔵野市までの中流域の自治体の連絡会を設けています。

それから名勝区域の名勝に関する連絡会ということで、東京都の教育庁が中心になって、東京都の水道局も交えて4市の連絡会というものを行っています。

これらが、小金井市がかかわっている連携となっております。

亀山委員 いろいろな断面で考えると、いろいろな問題があります。

例えば、東京都の都立公園としての玉川上水緑道というのがあります。これが、小金井市がはずれているのです。東京都の玉川上水緑道のパンフレットの中には、小金井市が抜けているのです。これが、利用者から見ると大変わかりづらいです。歩いてきて突然小金井の部分が無くなり、歩ける場所が無くなる。それをどうすればいいかという問題があるのです。

小金井市としては、都立公園の玉川上水緑道に付き合ってくれれば、

利用者からみれば、全て玉川上水緑道になるという解決の仕方がありますね。

椎名委員 それはおそらく、道路敷、都市計画道路のところを兼用工作物として公園にすると、それは、一定の権原（けんばら）が緑道管理者には与えられますから、これは、解決策はあると思います。

亀山委員 もう一つは、ややこしい話ですが、土地のことですが、断面をきちんと書いて説明しないとわからないのです。この土地は、所有権について、東京都か国かで、裁判がおこり、問題がこじれていたため、史跡指定が大変遅れた。結局、東京都のものとなって史跡指定が行われました。

全部、玉川上水の管理主体は東京都の水道局が管理するという形なのです。

先ほど説明があった柵の件なのですが、何の根拠もなくあるのですが、柵の内側と外側には意味があって、名勝の指定は、エリアではなく、桜であり、柵の内外に関係無く、名勝なのです。存在するものに対しては名勝といている。管理をしているのは、東京都の教育庁なのです。

教育庁は、植えたり、補植はしないが、存在するものに対して名勝と言っているのです。

補植をする時点では、東京都の教育庁は補植しない。

石原生涯学習課長 モデル区間で補植の説明をする時点では、東京都さんは、そのような見解を示していらっしゃったのですが、平成22年度に実際に実施する段階になって、よその管理者が勝手に植えるのはおかしいと、植えるのはこれだと選んで育てて提供するのはい小金井市ですが、植えるという行為自体は東京都自身が行うということと、東京都自身が行うので、植えた直後に名勝であるという見解に変わった形になっています。

亀山委員 正確に言うとそうなのですが、非常にややこしい。

椎名委員 一般の人にはとても理解できませんね

東京都は、桜の苗木を探してこないのですよね。これを植えてくださいとは言わない。

伊東委員 材料は、自治体、市が提供して、植える行為は東京都が行う。

そういうことがあるのですね。なるほど。

亀山委員 だから、きちんとした桜が植えられているかいないかという問題が起きた時に、誰がいけないのかを特定するのがなかなか難しい。

植え替える必要が生じたときには、誰が苗木を調達するのかという問題があります。

断面でよく整理して認識しないと、理解がしにくいのです。とても。

椎名委員 確かに。そこらへんも含めてね、都民全体の財産というような意識で取り組むようにしないと、土地の問題、管理区分の問題、いろいろな意味で、管理者の仕事としては、そちらが優先されてしまって、本来の「桜を復活させる」という視点が忘れられがちになっていますね。日常業務に追われて、「木を見て山を見ず」のような形になってしまうのですね。

亀山委員 柵はもともと無かったのに、柵も酔っ払った人が落ちたら危険だからと、段々と柵が立派になってきているのですよね。今やかなり立派な柵

ですけど。

椎名委員 柵の中の植生が中と外で変わってきていますね。柵の中は、二輪草などがずいぶんたくさん繁殖していますよね。そういう点では、保護団体から反対されてしまうということが、新たに出てきた問題ですね。

柵を造ったことで、新たに生まれたことですね。

伊東委員 柵はどちらが造ったのですか。

委員 水道局ですね。

石原生涯学習課長 柵は、市が設置しました。

委員 市ですか。

椎名委員 管理者としての1.2mの判例がありますよね。危険防止では無いのですか、

吉永工事係長 結局、もともとは、歩道だったので、転落防止の目的で造りました。もともとは、ネットフェンスが最初はついていて、「歴史と緑の散歩道」という事業があって、そのときに今の形態の転落防止柵にやり変えた形になっています。

亀山委員 ずっと歩いてきてみると、各市によってデザインが変わってきていますよね。東京都がやるのだったら、同じものに統一するはずですよね。

椎名委員 歩道として事実上認定しているから、そのときの転落防止という意味での責務は小金井市なりが負うと、こういうことですね。

吉永工事係長 管理瑕疵の問題もでてくるので。そこでやっていると。防止柵を設置した際に、ガードレールも撤去して、道路際と歩道際の方に低木の植栽をし、歩行空間を確保するために、除草等の管理も行っています。

椎名委員 こういう細かいことに入っていくと、そちらに忙殺されてしまい、ヤマザクラが忘れ去られていってしまう。

亀山委員 柵は、位置を決めたのまでが水道局で、造ったのは小金井市だということですね。

吉永工事係長 そうですね。

亀山委員 カテゴリーもたくさんあって、それぞれの事実行為が錯綜していますね。「世界遺産にしよう」くらいの大きな目標を掲げてそれに向かってくらいの勢いで整理した方がよいかもしれませんね。4.3kmで高低差が9.2mくらいですよね。そういう点では、世界でも類が無いのではありませんか。と思いますけどね。

石原生涯学習課長 武蔵野市さんや小平市さんでは、『日本遺産への登録を』という活動が市民団体の中で始まり、玉川上水と埼玉にまでつながる上水網までを含めて日本遺産への登録を目指そうという活動が始まったようです。

亀山委員 今は、いろいろな活動や市民団体がたくさんあり、それぞれが作っているグループが異なりますしね。

椎名委員 ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）関連の団体もありますしね。

亀山委員 今日は、この話は承っておけばよいということでしょうか。

石原生涯学習課長 はい。

亀山委員 分かりました。整理するとしたら、今後は、カテゴリーごとに断面図



に切って整理された方が分かりやすいと思います。

椎名委員 相当断面切るようになりますね。大変な仕事量になりますね。

でも、確かに断面図で整理することも大切かもしれませんね。

亀山委員 土地所有の部分もあるし、法制度の部分もあるしというような。側面ごとに。

椎名委員 小金井市としては、地方分権だから、水道局以外の部分は小金井市に譲ってもらいたいという主張が市としての正しい主張だと私は思います。それぐらいの覚悟を持ってやられた方がよろしいかと思えます。

東京都がやったとして、都市公園になれば、都市公園管理者としての建設局がでてこられますので、また別の局面になると思えますがね。どちらがよいかは分かりませんね。

亀山委員 先ほどもお話ししましたが、玉川上水緑道からはずれているというのだけでもなんとかならないかと思うのですが。都立公園でなくても、小金井市はここを緑道にしました。都市公園法で小金井市の緑道にして、玉川上水緑道と名乗って。東京都のパンフレットにきちんと小金井市部分も掲載してほしいです。はずされているのは、なんとも情けない。

椎名委員 都市計画法と都市公園法で拮抗できるのですよね。今の状態だと、条例だから、対抗要件がないのです。兼用工作物にしてもらって、法規の概念が上位、下位の位置にあると、変な状態になってしまうのですから、拮抗すれば、協議ができるのです。そういう状態の中で、小金井桜の御旗があるわけですから、対抗できるのです。対抗しなければならないと思えます。

亀山委員 そのへんは、現実的にできる問題として、対応された方がよろしいかと思えます。

椎名委員 まずそこからかもしれませんね。権原（けんばら）を獲得しないと。

亀山委員 次の議題に移ります。

## (2) 今後の名勝小金井（サクラ）の整備計画について

高木主事（学芸員） まず報告事項について、ご報告いたしました後に、議題の件についてご説明いたします。

はじめに本事業に関連することをご報告いたします。

先月10月13日に東京都水道局主催による住民説明会が市内で開催され、玉川上水及び小金井桜の整備事業の作業状況について報告がされました。玉川上水所有者の水道局からは、上水の法面保護の対策状況や樹木伐採作業の報告がありました。

小金井市からは、名勝小金井桜の復活に向けた取り組みの説明を行いました。

なお、今年度は、桜の欠損箇所には小金井桜由来のヤマザクラの苗木を10本補植する予定となっております。

資料3をご覧ください。場所は、地図右側の関野橋から梶野橋間となります。

補植する苗木に影響を及ぼす樹木は、11月28日今週の月曜日

東京都水道局が伐採をはじめております。年内、伐採を終了し、その後、来年の2月頃には東京都教育庁によるヤマザクラの苗木の補植が実施される運びとなります。

次に、今後の名勝小金井桜の整備計画についてですが、資料左下の表は、11月現在で、欠損したサクラに対して、新たなヤマザクラの補植が必要ないしは補植可能な数を示しております。

既存のサクラ並木の生育状況や、雑木の繁茂の状況を考慮しながら、ヤマザクラの苗木を補植し、段階的に整備を行っていく考えでございます。当然、植物ですので、倒木や枯死によって、補植に必要な本数の変動がございます。実態に即した整備案を考えていく必要があります。

その上で、今後の整備方法につきましては、本委員会で議論いただきまして、次に私が述べます内容を含めてご意見を賜りたいと存じます。

- ① サクラの補植方法や場所・整備区間の設定をどのようにしていくか。
- ② 被圧するケヤキ等の樹木の処理についてどのように進めていくか。

これらの提案を踏まえまして、ぜひご意見を賜りたいと存じます。以上となります。

石原生涯学習課長

前段の報告の中で、小金井市域の説明会についてご報告いたしました。水道局による『玉川上水作業説明会』は、市域別に行われております。武蔵野市域でも、小金井市に続いて行われております。

武蔵野市の今年度説明会で、従前と異なる説明は、武蔵野市域においても、対岸が小金井市である武蔵野市域の部分については、武蔵野市が補植を行う方向である説明がされておりますので、説明会どおりに今年度の事業が実施されれば、武蔵野市でも今年度は、桜の補植が行われることを補足として説明させていただきます。

亀山委員

表に例えば、梶野橋以東は左岸は武蔵野市だから数字は入れてない、小金井橋以西の左岸は小平市だから数字が入れてない、ということですね。これまで植えてきたのはどこに何本だとか分かるものはないですか。これだけでなく、今まで植えた実績が分かる資料がほしいのですが。

高木主事(学芸員)

今日をご用意してございませんので、口頭で申し上げます。

亀山委員

図面に記入するなり、してもらわないと、進捗状況が分かりづらいのですが。

石原生涯学習課長

年表でもよろしいですか。図面の上に記入した方が分かりやすいですね。をご用意しますので、少しお待ちください。

椎名委員

これも、いろいろ問題がありそうですね。きっと。

亀山委員

いっぱい問題があるとばかりは言われてられなくて、皆様のご意見でいろいろ考えていただかなければならないのです。

椎名委員

武蔵野市の対岸、小平市の対岸は、小金井市の部分ということですね。

石原生涯学習課長

はい。

椎名委員

これは、東京都の裁定で決まるのですか。

石原生涯学習課長

東京都は、名勝の管理者として、小金井市だけがやればよいとは思っていません。小平市、武蔵野市域も行っていく必要があるという中で、武蔵野市は今年度実施する方向であると説明会で説明されました。

小平市さんは、武蔵野市より先んじて植える方向で説明会は3年度くらい行ってきたところではあるのですが、府中街道の都市計画道路との問題と結び付けられているようで、現時点では、実施の合意形成はとれていないところです。

伊東委員 考え方として、両岸は同じ本数を植えると考えていいのですか。同じ間隔に植えているのですね。

亀山委員 健全なやつの補植ですからね。

椎名委員 これは何をもとに行っているのか。平成5年の調査をもとに行っているのですか。

石原生涯学習課長 毎年、毎年状況確認を行って、これは植えられると判断して決めています。

亀山委員 根拠はないのです。現場で考えるしかない。

石原生涯学習課長 武蔵野市さんは、私ども小金井市と一緒に武蔵野市域について、現地確認しながら決めました。

椎名委員 この時、さきほどの横断面が問題となるのですが、横断面をとって決めているのかなのです。道路と接していることの関係で将来、樹形の問題で、植える樹をどこに植えたらよいのか。

水道局の中に植えたらよいのか、外に植えたら良いのか、そういう議論もあるのですよね。

亀山委員 この隙間に植えるのは大丈夫かという判断については、実は、私が現場で、毎年、今ある桜もあるものですから、それが元気だったら生かして、それも見ながら、植える場所の提案について、お手伝いしています。

高木主事(学芸員) 今お手元にお配りした資料をご覧ください。

今までに植えた桜の場所をご説明いたします。

平成22年度のモデル区間事業から始まった以降の補植本数をお示ししております。

さかのぼりますと、平成22年から24年のモデル区間である新小金井橋から関野橋までの区間では、合計93本補植いたしました。

その後、モデル区間での事業がいったん終了し、東京都教育庁により、茜屋橋から新小金井橋間の区間、こちらは、平成25年度に補植しております。これは、あくまで欠損木に対する補植となります。また、補植のしかたも、補植する周辺の樹木を一部伐採して、空間を確保してからの補植となっております。

それに対しまして、平成26年度以降におこなった関野橋から梶野橋間、地図の右側ですが、昨年度までの2年間で28本、また、今年度10本補植する予定です。平成25年度については、周辺の雑木については、ほとんど手を入れていない状況で、関野橋から梶野橋までで行ったような雑木の十分な伐採は行われていない現状でございます。

亀山委員 私の記憶だと、平成26年～28年度の間に28本植えると、ほぼ完了だと思うのですね。その左側の新小金井橋から関野橋間の93本も、ほぼ完了だと思うのですね。ただ新小金井橋から左側、平成24年度から25年度の本数が圧倒的に少ないですよ。これは、この区間全部で

なくて、この区間の一部だけだったと思うのです。

小金井橋から茜屋橋の間の区間は、資料3によると、18本と11本と補植可能本数が出ているのですが、ここはもう少し本数が多くなるかと思えます。というのは、私、この区間をあまり細かく見ていないものですから。全体にはもう少し本数が多くなるという気がしています。

高木主事(学芸員) はい。

小野委員 今お配りいただいた資料と資料3との関係がよく分からないのですが、例えば茜屋橋から新小金井橋の間に植えられた本数を踏まえた上で、更にまだ問題が残っていて、資料3の、11、18、43本が補植可能だということですか。

高木主事(学芸員) おっしゃるとおりでございます。東京都による補植は、茜屋橋から新小金井橋までの補植全体を俯瞰した整備という位置づけよりは、穴が空いた部分に最低限植えていくという緊急的な措置をした本数ですので、まだ、補植可能な本数があるという認識でございます。

小野委員 今、亀山先生は、平成26年度から28年度整備区間400mは28本でほぼ完了とご指摘された区間についても、補植が10本必要と理解してよろしいのですか。

高木主事(学芸員) 10本がこれから植える予定の本数です。28本というのは、26、27年度の2年間で植えた実績本数です。28年度は、左岸2本、右岸8本の合計10本植える予定ですので、この区間は合計38本となる予定です。

亀山委員 この会は、桜についての委員会なのだから、現場をきちんと見た方がよろしいですね。次回開催を3月末か4月上旬頃に桜が咲いた時期にした方がよろしいですね。全部歩くと大変だけど、全部歩いた方が良いでしょう。桜植えるために、ケヤキを切っているのです。そのケヤキを切ることをもっとやらないといけないと水道局に伝えなければならないのです。

椎名委員 基本的な話ですが、樹木台帳というものはあるのでしょうか。  
土手の図面、既存の桜の位置が落とされていて。今まで見たことないので。そういうものが必要になりますよね。

亀山委員 東京都教育庁の方で樹木台帳を作っているのですよね。

高木主事(学芸員) あります。最近3年は更新されていませんが、資料2の小さな樹木図の網掛けがかかった部分です。これは、あくまで、桜のみの図面ですし、実際にはあるケヤキが書かれないと実情は見えてきません。

亀山委員 新しく植えて枯れたのが反映されていないですね。

高木主事(学芸員) 反映されていません。

亀山委員 それを反映させておいて、現状が分かる台帳を用意していただくと、現場で非常に助かる。

椎名委員 いつ頃の図面ですか。これの大きいものがあるのですか。

高木主事(学芸員) はい。

亀山委員 現状をきちんと落とす図面と台帳が必要なんですね。

椎名委員 それと、具体的な管理システムをどのようにしていくかのセオリーを

決めておかないと、全部緑道にしても、管理者が違ってきますので、その問題は出てきますよね。

亀山委員 管理については、桜の会で作成しているものがありますよね。定期的にパトロールして、あれはもらっていますよね。

石原生涯学習課長 はい。

椎名委員 あれは、活力調査ですね。欲しいのはね、形状の具体的な数字、具体的に言うと、幹周りがどのくらい成長しているか、それとあと、片方に枝が寄っていますよね、それがどのように影響していくか、それが成果なのですね。それがないと、住民を説得できない。片方に枝が寄っていた樹木が回復してくるのか。

急に陽が当たると、リスクもあるのですよね。皮が剥がれてしまう場合もある。そういう記録が今の段階では必要なのです。これだけのことをやっているのですから。これだけのことをやるのは、私たち専門家から見ると、かなり画期的なことなのです。確かにリスクもあるが、こんな成果があること。これだけのことをやっているのですから。ケヤキの樹のダメージもあるし、緑が無くなる社会的意味もある。図面として管理していく方策もきちんとたてていくことが大切ですね。

これから、萌芽になりますから、横に広がるから、前よりひどい状況になる場合もあります。その後のことも考える材料になりますし。今ある在来のもも直ったという成果を出すことが大切です。

伊東委員 原則として、ケヤキは全部取りたいのですよね。

亀山委員 はい。切らないとだめですね。かなり長期にわたりますね。

伊東委員 原則としては、ケヤキは根から切れないのですか。

椎名委員 根元から取ると、法面を崩してしまうことになります。側溝が史跡なので、ローム層をくずすとすると、そこに爆弾が落ちたようになるのです。それをもとの状態にしていえるのかどうかについて、文化財の専門家としての判断が出てきてしまうのです。

伊東委員 根を腐らせる薬はないのですか。

亀山委員 簡単に腐ってしまわれると法面が崩れることがある。腐らせないことが法面を守ることに繋がりますね。

椎名委員 生かさず、殺さずですね。それが法面を守ることに繋がりますね。

伊東委員 そういう維持管理方針でやろうとしているわけですね。

椎名委員 東京市民の水を供給したわけですよね。水道施設としては、一番大事なところでお金をかけていたわけですよね。それがお金をかけないところになったわけです。その落差がこんな形で現れてしまったのですよね。

伊東委員 例えばですが、根の真ん中だけ腐らせるよう方法は無いのですか。アスファルトを中に埋め込むなど。そうしないと、永久的に法面を気にしていくことになる。

亀山委員 あまり聞きませんね。試験的にやってみたらどうか分かりませんが。

伊東委員 そうしないと、永久的に萌芽を切っていくのは大変かなと思ったものですから。素人的な考え方ですが。

亀山委員 結局、市が頑張ってやってくださらないと。「けやきを切るのは水道

局、植えられた桜は文化財で教育庁」、そういう区分でずっといってしまうと、いつまでたっても、桜のことはどうなっているのかが、誰にもきちんと分らない。だから、市役所がやっていただけのが一番いいと思うのです。今まで植えた桜の幹周りを測ろうということは、今までやってこられていないので、そこは、市でやりますとお願いして、市である程度予算どりにしていただいて、今まで植えた桜の樹を測定して、成長の管理をしていただくと、確実にいい桜並木ができてますと、言うことができるのです。今、おっしゃったことはとても大事で、台帳は市で持っている、管理する、そこに本腰を入れていただくといいと思います。

椎名委員

ある共通の一断面ごとに、水道局がやってることも、教育庁がやっていることも小金井市が全権を持ってやりますと、そのために、教育庁から、水道局から補助金をもらう形にしてやる方針を立てられた方がよしいのではないのでしょうか。管理者が、権原（けんばら）で違う、法規が違う、共用施設の位置付けが違う、みんなばらばらですよ。そのへんは、先ほどいいましたように、例えば市長会に働きかけて、実権が握れる形にしていかないと、今の状態だと難しいのかなという気がします。

今、ケヤキを切りましたよね。2014年に撮影した写真があるのですが、それを見ると、とてもよく咲いている桜があるんですね。だけど、片方だけの枝になっているのですよね、でも、それが復活すれば、それは成果と言えるのですよね。そうすると、全然世の中の見方が違ってきますよね。小金井市の努力が、今ある在来の品種も直ったとなれば、その事実は、それは、水道局にとっても、教育庁にとってもいいことなのですよね。

メリハリを考えて、成果を出して市長会の事業に組み入れてもらって、委員長がおっしゃったように、ある部分の全権を握ってやった方がいいと思いますよね。

そのためには、台帳をきちんと整理することが必要ですよ、私の記録によると、平成5年までの資料しかないのです。平成5年から比べると明らかに良く育っているのもあるのですよ。あきらかに20年近くたって、良くなっているところもあるのですよね。そこから、どういう条件なら立派になるのかも類推できて、そういう環境を整備する指針にもなるのですよね。なにしろ千本ですから、大変ですよ。

亀山委員

平成5年の調査を何のために行ったかということ、桜をなんとか復活させることができないものかということをやったのです。そのときに、やはりモデル区間を決めて、ケヤキを10本切って、桜を10本植えたのですよね。その桜の追跡の調査を私の方で行ったのですが、実はケヤキを切って、桜を植えたところが、桜が10年持たずに枯れたのです。桜の年間成長量とケヤキの成長量を比べると、ケヤキの成長量が断然に早いのです。桜がケヤキに覆われてしまった。そのデータがあります。それで、あれではだめだということで、今回はけやきをもっとたくさん

思いきって切ったのです。

椎名委員 昔の文献などを見ると、下草刈りの幕府の命令があって、かなりまめ下草刈りを行ってきて、その結果あの桜が維持できたのですね。水道敷としての管理ですがね。

亀山委員 昔、草は牛馬の餌でしたから、この部分は自分の権利として刈っていたというものもありましたので、結構一生懸命草刈りをしたのですね。

### 3 次回委員会の開催日について

亀山委員 それでは、次回も、資料をご用意いただいて、現場を少し時間をかけて回ることといたしましょう。先に視察をして、でも2時間では終われないと思うのですが。次回の日程はどういたしましょうか。

山崎文化財係長 (候補日程、会議会場を説明)  
(委員間で調整)

亀山委員 それでは、今回は4月7日(金)午前10時から、一日委員の方達のご予定を空けておいていただけたらと思います。先に現場を歩いて、現地を歩くだけで2時間以上はかかると思います。その時期になれば、年度のスケジュールも入ると思いますので、その後の日程は、その際に確認いたしましょう。ご発言が無ければ、本日はよろしいでしょうか。

小野委員 先ほどの樹木台帳については、定期的に樹木データを更新することは、あらかじめシステムとして構築することを考えた計画をたてていただかないと、今後続けていくことを考えると難しいと思います。

亀山委員長 毎年はやらなくても、5年毎には実施する必要があります。

椎名委員 桜はそれでいいのですが、実生木(みしょうぼく)管理も考える必要があります。5年経つと、種が落ちて立派になってしまう木があります。ドローンかなんかで見ると、よいのかもしれないのですが、けやきなども全部実生木なのです。鳥が運んできた種でできたものですから、同じ轍を踏まないためには、カテゴリーとしては、実生木管理、萌芽管理、桜の管理を行う必要があります。桜だけ見ていけばよいというものでは無いのですね。

小野委員 萌芽管理は5年毎でよろしいのですか。

椎名委員 本当は1年毎に行った方がよろしいのですが。結構大変ですよ。

亀山委員 どんな台帳を作るべきかについては、事前にご連絡いただければと思います。本日の会議は、ここまでで終了とさせていただきます。それでは、事務局にお返しします。

石原生涯学習課長 それでは、次回の集合場所等は、近くなりましたら、追ってご連絡させていただきますので、よろしく申し上げます。

本日は、どうも有り難うございました。